

05942P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

42

事業税

▽  
理論マスター

平成27年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版

# はじめに

税理士試験の受験科目として事業税を選ぶ多くの人は「事業税は、条文数も少ないし、難解な部分も少ないことから、短期間で合格が可能である。」ということから受験することとしたという。

しかし、「事業税は参考書がほとんどなく学習の方法がわからない。」「地方税法の条文自体覚えにくい。」という声も多く耳にする。

そこで本書は、事業税合格のために、何をいかに学習すべきか、という点に主眼を置き、①受験上必要と思われる理論内容を設問と解答の形式で収録し、②各設問の内容は少しでも覚えやすいように、解答の柱や文章の言い回し等工夫を凝らしている。受験生には、本書の有効な利用により“合格”の2字を手中にすることを心から願うものである。

## 〈本書の利用の仕方〉

1. 最近の事業税の試験問題をみると、単に個別論点の暗記のみでは合格は不可能である。そのことから各章の学習において常に事業税の体系を考えてもらいたい。
2. 税法の学習は、条文規定の内容理解にあることから、必ず関連条文を確認してもらいたい。

(本書は平成26年7月までの施行法令に準拠している。)

## T A C 税理士講座

凡	例
法	地方税法
令	地方税法施行令
規	地方税法施行規則
取通	地方税法の施行に関する取扱いについて
暫定措置法	地方法人特別税等に関する暫定措置法
引	用 例
法72の15②一	地方税法第72条の15第2項第一号
取通3	地方税法の施行に関する取扱いについて 第3章 事業税

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上での重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

# CONTENTS

## 目 次

### テーマ 1 : 総 論

1-1	事業税の納税義務者	2
1-2	事業税の事務所又は事業所	4
1-3	事業税の非課税	6
1-4	事業税の事業年度	8

### テーマ 2 : 法人事業税の税額算定

2-1	所得割の課税標準である各事業年度の所得の算定方法	12
2-2	外形標準課税の対象となる法人の課税標準の算定方法	14
2-3	電気供給業及びガス供給業に係る収入割の課税標準の算定方法	20
2-4	保険業に係る収入割の課税標準の算定方法	22
2-5	法人事業税の課税標準の特例	26
2-6	特定内国法人の課税標準の算定方法	28
2-7	課税事業と非課税事業をあわせて行う法人の課税標準の算定方法	30
2-8	分割法人の分割基準	32
2-9	法人事業税の税率	36

### テーマ 3 : 法人事業税の手続

3-1	中間申告納付	40
3-2	適格合併の場合の予定申告による中間申告納付	44
3-3	確定申告納付	46
3-4	申告納付期限の延長	48
3-5	清算中の各事業年度の申告納付	50

### テーマ 4 : 法人事業税の是正措置

4-1	期限後申告納付及び修正申告納付	54
4-2	更正の請求	56
4-3	法人税の課税標準を基準とする所得割の更正又は決定	60
4-4	道府県知事の調査による所得割又は収入割の更正又は決定	64
4-5	道府県知事の調査による付加価値割又は資本割の更正又は決定	66
4-6	不服申立て及び訴訟	68

## テーマ5：個人事業税の税額算定

5-1	個人事業税の課税客体	72
5-2	個人事業税の第2種事業の範囲	75
5-3	個人事業税の課税標準の算定方法	76
5-4	個人事業税の青色事業専従者等の取扱い	80
5-5	個人事業税の各種控除	82
5-6	個人事業税の分割基準	84
5-7	個人事業税の税率	85

## テーマ6：個人事業税の手続

6-1	個人事業税の賦課方法	88
6-2	個人事業税の徴収方法	90
6-3	個人事業税の申告	92

## テーマ7：その他

7-1	事業税の徴収猶予	96
7-2	事業税の延滞金	100
7-3	事業税の加算金	104

## テーマ8：過去本試験問題の分析等

第1	各分野の出題頻度	108
第2	最近の本試験問題と分析	110
第3	分割法人・分割個人が前提	132
第4	総合・事例問題への対応パターン	133
《参考》	条文を読む上で注意すべき用語	136

**平成26年度（第64回）税理士試験の最新問題について**

税理士試験の最新本試験問題は、9月1日より、下記サイトに掲載いたします。アドレスを直接ご入力の上、ご利用ください。

# テーマ1

総

論

- 
- 1-1 事業税の納税義務者
  - 1-2 事業税の事務所又は事業所
  - 1-3 事業税の非課税
  - 1-4 事業税の事業年度

**1-1**

**事業税の納税義務者**

〔ランクA〕

**1. 法人事業税の納税義務者**

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人（法72の2①）

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の(4)の事業及び法人の区分に応じ、それぞれに定める額によって事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人に課する。

(2) 人格のない社団等（法72の2④）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、事業税を課する。

(3) みなし課税法人（法72の2⑤）

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

(4) 課税区分（法72の2①）

① ②以外の事業

イ ロ以外の法人（外形対象法人）……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

② 電気供給業、ガス供給業及び保険業……収入割額

(注) 判定の時期（法72の2②）

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか等の判定は、各事業年度終了の日（仮決算による中間申告納付にあってはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の各事業年度の申告納付にあっては解散の日）の現況による。

**2. 個人事業税の納税義務者**

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人（法72の2③）

個人事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

(2) みなし事務所等 (法72の2⑦)

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

**3. 外国法人又は外国個人の事務所等 (法72の2⑥)**

重要度△

外国法人又は外国個人が行う事業については、その事業が行われる場所で法施行地内に有する一定のものをもって、その事務所等とする。

**4. 法人課税信託 (法72の2の2)**

重要度△

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、事業税の規定を適用する。

**5. 実質課税の原則 (法72の2の3)**

重要度△

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課する。

**6. 信託財産と事業税 (法72の3)**

重要度△

信託の受益者(受益者として権利を有するものに限る。)は、その信託財産に帰属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして、事業税を課する。

**7. 非課税事業を行う法人又は個人 (法72の4等)**

重要度△

上記1. から3. に該当する法人又は個人であっても、非課税事業のみを行う法人又は個人その他一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはならない。

**8. 用語の意義 (法72)**

重要度△

- (1) 付加価値割……付加価値額によって課する法人事業税をいう。
- (2) 資本割………資本金等の額によって課する法人事業税をいう。
- (3) 所得割………所得によって課する法人事業税をいう。
- (4) 収入割………収入金額によって課する法人事業税をいう。

## 1-2

## 事業税の事務所又は事業所

〔ランクB〕

### 1. 概要 (法72の2①③)

重要度△

事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人及び個人に課する。したがって、事務所等所在の道府県が事業税の課税団体となる。

### 2. 内国法人又は内国個人の事務所等 (取通1-6)

重要度○

#### (1) 意義

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

#### (2) 留意点

##### ① 事業の必要性について

事務所等において行われる事業は、その個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものは、事務所等として取り扱って差し支えない。

##### ② 事業の継続性について

事務所等と認められるためには、その場所で行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要する。

### 3. 外国法人又は外国個人の事務所等

(法72の2⑥、令10の2、7の3の5)

重要度△

外国法人又は外国個人が法施行地内に有する次の場所とする。

#### (1) 支店等

支店、出張所、営業所、事務所、事業所、工場又は倉庫（倉庫業者が自己の事業の用に供するものに限る。）

#### (2) 天然資源採取場所

鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

#### (3) 上記(1)及び(2)の場所に準ずる場所

(注) 除外する場所

次の場所は、上記(1)から(3)にかかわらず、これらの場所としない。

- ① その資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
- ② その資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
- ③ 広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとって補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

(4) 1年超の建設作業場

建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供でその期間が1年をこえるものの場所

(5) 代理人等の事務所等

その外国法人又は外国個人のために、その事業に関し契約を締結する権限を有する代理人等の事務所等

(6) 租税条約で定められた場所

租税条約における恒久的施設とされた場所の範囲が上記(1)から(5)による場所の範囲と異なるときは、その条約において恒久的施設とされた場所

#### 4. 内国法人又は内国個人の法施行地外に有する事務所等

(令20の2の16、35の3の9、7の3の5)

重要度△

内国法人又は内国個人が法施行地外に有する上記3.(1)から(6)の場所とする。

#### 5. 個人事業税におけるみなし事務所等 (法72の2⑦)

重要度△

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

**1-3**

**事業税の非課税**

〔ランクB〕

**1. 概要**

重要度△

事業税は、原則として法人の行うすべての事業並びに個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対して課されるが、一定の法人や事業等については、その性格から課税することが適当でないため、地方税法及び条例により非課税の規定が設けられている。

**2. 非課税法人（法72の4①）**

重要度△

道府県は、国及び次の法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区等
- (2) 地方独立行政法人
- (3) 公共法人に該当する独立行政法人
- (4) 国立大学法人等
- (5) 株式会社日本政策金融公庫等
- (6) 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会等

**3. 非課税事業（法72の4②③）**

重要度◎

道府県は、次の事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) **林業**（取通3-2の2(1)）  
土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいい、伐採のみを行う事業は含まない。
- (2) **鉱物の掘採事業**  
鉱物を掘採し、これを販売する事業をいう。
- (3) **農事組合法人が行う農業**  
農地法の要件のすべてを満たす農事組合法人が行う農業をいう。

**4. 非課税所得等（法72の5①②）**

重要度△

道府県は、次の法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

- (1) 公益法人等に該当する独立行政法人
- (2) 日本赤十字社、医療法に規定する社会医療法人、社会福祉法人、宗教法人、

学校法人等

- (3) 弁護士会、司法書士会、税理士会等
- (4) 法人である労働組合等
- (5) 漁船保険組合等
- (6) 市街地再開発組合等
- (7) 損害保険料率算出団体等
- (8) 管理組合法人等
- (9) 一定の地縁団体
- (10) 一定の政党又は政治団体
- (11) 特定非営利活動法人
- (12) 人格のない社団等

#### 5. 道府県の条例による課税免除（法6①）

重要度△

道府県は、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合には、課税をしないことができる。

#### 6. 国際運輸業の相互非課税

重要度△

船舶又は航空機の国際運航の事業から生ずる所得は、それぞれの属する国において統一的に課税を行うとともに、他国の国際運輸業に対しては、相互に非課税の措置を講ずることが条約等により定められている。

## 1-4

## 事業税の事業年度

[ランクC]

### 1. 概要

重要度△

法人事業税の課税標準は、法人の継続する活動を一定期間に区切りこれを単位に計算する。この一定期間を定めたものが事業年度であり、基本的には法人税の事業年度と同じである。

### 2. 通常の実業年度

重要度△

#### (1) 法令等で定めがある場合（法72の13①）

法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約（以下「法令等」という。）に定める事業年度その他これに準ずる期間（以下「事業年度等」という。）をいう。

#### (2) 法令等で定めがない場合

##### ① 人格のない社団等以外の法人（法72の13②）

法令等で事業年度等を定めていない法人については、法人税法の規定によりその法人が政府に届け出、又は政府が指定した期間をもって、事業年度とする。

##### ② 人格のない社団等（法72の13③）

法令等で事業年度等を定めていない人格のない社団等については、法人税法の規定によりその人格のない社団等が政府に届け出た期間、又はその年の1月1日から12月31日までの期間をもって、事業年度とする。

#### (3) 1年をこえる場合（法72の13④）

事業年度の期間が1年をこえる場合には、事業年度開始の日から1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その期間）をそれぞれ1事業年度とみなす。

### 3. みなし事業年度

重要度△

次の法人が事業年度の中途においてそれぞれに該当する場合には、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

#### (1) 外国法人が国内事務所等の事業形態を変更した場合（法72の13⑤）

① その事業年度開始の日からその事業形態を変更することとなった日の前日までの期間

② 事業形態を変更することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

#### (2) 内国法人が解散（合併による解散を除く。）をした場合（法72の13⑥）

- ① その事業年度開始の日から解散の日までの期間
- ② 解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
- (3) 法人が合併により解散をした場合（法72の13⑦）  
その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間
- (4) 清算中の法人の残余財産が確定した場合（法72の13⑥）  
その事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間
- (5) 清算中の内国法人が継続した場合（法72の13⑦）
  - ① その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間
  - ② 継続の日からその事業年度終了の日までの期間
- (6) 一定の公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合（法72の13④）  
その収益事業を開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間
- (7) 公益法人等が公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除く）に該当することとなった場合等（法72の13⑤）
  - ① その事業年度開始の日からその該当することとなった日の前日までの期間
  - ② その該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

## テーマ1 総論

(MEMO)

## テーマ2

# 法人事業税の税額算定

---

- 2-1 所得割の課税標準である各事業年度の所得の算定方法
- 2-2 外形標準課税の対象となる法人の課税標準の算定方法
- 2-3 電気供給業及びガス供給業に係る収入割の課税標準の算定方法
- 2-4 保険業に係る収入割の課税標準の算定方法
- 2-5 法人事業税の課税標準の特例
- 2-6 特定内国法人の課税標準の算定方法
- 2-7 課税事業と非課税事業をあわせて行う法人の課税標準の算定方法
- 2-8 分割法人の分割基準
- 2-9 法人事業税の税率

## 2-1

# 所得割の課税標準である各事業年度の所得の算定方法

[ランクA]

### 1. 課税標準の区分 (法72の12)

重要度◎

法人事業税の課税標準は、次の事業及び事業税の区分に応じ、それぞれに定めるものによる。

#### (1) (2)以外の事業

- ① 付加価値割……各事業年度の付加価値額
- ② 資本割……各事業年度の資本金等の額
- ③ 所得割……各事業年度の所得

#### (2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業

……各事業年度の収入金額

### 2. 各事業年度の所得の算定方法 (法72の23①)

重要度◎

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

### 3. 法人税の計算の例によらない項目

重要度◎

#### (1) 海外投資等損失準備金制度の一部不適用 (法72の23①、令21の5)

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、その例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

#### (2) 社会保険診療等に係る所得の課税除外 (法72の23①)

法人税では、医療法人の社会保険診療等については所得計算の特例があるが、事業税の各事業年度の所得の計算では、医療法人又は医療施設に係る事業を行う一定の農業協同組合連合会が社会保険診療等につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、また、それらに係る経費は損金の額に算入しない。

#### (3) 繰越欠損金の損金算入の特例 (令21)

法人税では、一定要件のもとその事業年度に生じた欠損金について繰戻し還付を受けるか、繰越控除をするかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて繰越控除をする。

(4) 所得税額等の損金不算入（令21の2）

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて損金の額に算入しない。

(5) 寄付金の損金算入限度額の調整（令21の3）

事業税の各事業年度の所得の計算では、法人税の寄付金の損金算入限度額をそのまま用いる。

(6) 外国税額の損金算入の調整（令21の4）

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

(7) 残余財産確定事業年度の法人事業税の損金不算入（法72の23①）

法人税では、残余財産確定事業年度において法人事業税を損金の額に算入するが、法人事業税の計算では、損金の額に算入しない。

## 2-2

# 外形標準課税の対象となる法人の課税標準 の算定方法

〔ランクA〕

### 1. 概要

重要度△

事業税の物税としての性格を明確にし、道府県税の税収の安定化等を図るため、一定の法人については、所得に対する単一課税によらず、外形標準課税により法人事業税を課することとしている。

### 2. 外形対象法人

重要度◎

外形標準課税の対象となる法人（以下「外形対象法人」という。）とは、電気供給業、ガス供給業及び保険業以外の事業を行う法人（公益法人等、特別法人及び人格のない社団等その他一定の法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるものをいう。

### 3. 課税区分（法72の2①）

重要度◎

外形対象法人に対しては、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、法人事業税を課する。

### 4. 課税標準の区分（法72の12）

重要度△

法人事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業及び保険業以外の事業にあっては、次の事業税の区分に応じ、それぞれに定めるものによる。

- (1) 付加価値割……各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割……各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割……各事業年度の所得

### 5. 付加価値割の課税標準の算定方法（法72の14）

重要度◎

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

#### (1) 報酬給与額

##### ① 原則（法72の15①）

各事業年度の報酬給与額は、次の金額（法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限る。）の合計額による。

イ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃

金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

ロ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金等の合計額

② 労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人

(法72の15②一)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{労働者派遣の役務の提供の対価として} \\ \text{その労働者派遣をした者に支払う金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

③ 労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人 (法72の15②二)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{労働者派遣の対価としてその労働者派遣の役} \\ \text{務の提供を受けた者から支払を受ける金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

(注)

(注) 派遣労働者に係る上記①イ及びロの合計額を限度とする。

(2) 純支払利子 (法72の16①、令20の2の7、20の2の8)

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 利子には、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

(3) 純支払賃借料 (法72の17①～③)

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋の賃借権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの(以下「賃借権等」という。)の対価として支払う金額をいう。

(注3) 受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額をいう。

(4) 単年度損益

① 内容 (法72の18)

各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定

## テーマ2 法人事業税の税額算定

する。

### ② 法人税の計算の例によらない項目

#### イ 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除（法72の18）

法人税では、青色欠損金又は災害損失金を各事業年度の損金の額に算入するが、単年度損益の計算では、その例によらない。

#### ロ 海外投資等損失準備金制度の一部不適用（法72の18、令20の2の15）

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、単年度損益の計算ではその例によらない。（法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。）

#### ハ 所得税額等の損金不算入（令20の2の12）

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、すべて損金の額に算入しない。

#### ニ 寄附金の損金算入限度額の調整（令20の2の13）

単年度損益の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

#### ホ 外国税額の損金算入の調整（令20の2の14）

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

## (5) 雇用安定控除

### ① 内容（法72の20①②）

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定は、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$\text{(注) 雇用安定控除額} = \left( \frac{\text{その事業年度の報酬給与額}}{\text{報酬給与額}} \right) - \text{その事業年度の収益配分額} \times \frac{70}{100}$$

### ② 特定内国法人の場合（法72の20③）

上記①における収益配分額又は報酬給与額は、特定内国法人にあっては、その特定内国法人の事業の収益配分額又は報酬給与の総額から外国の事業に帰属する収益配分額又は報酬給与額を控除した金額による。

**6. 資本割の課税標準の算定方法**

重要度◎

(1) 原則 (法72の21①)

各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法に規定する資本金等の額とその事業年度前の各事業年度（以下「過去事業年度」という。）の①の金額の合計額から過去事業年度の②及び③の合計額を控除した金額に、その事業年度中の①の金額を加算し、これからその事業年度中の③の金額を減算した金額との合計額とする。

ただし、清算中の法人については、その金額は、ないものとみなす。

- ① 平成22年4月1日以後に、会社法の規定により一定の剰余金を資本金とし又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額
- ② 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損のてん補に充てた金額及び会社法整備法の規定による旧商法に規定する資本準備金による資本の欠損のてん補に充てた金額
- ③ 平成18年5月1日以後に、会社法に規定する一定の剰余金を総務省令で定める損失のてん補に充てた金額

(2) 事業年度が1年に満たない場合 (法72の21②)

資本金等の額にその事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切捨てる。

(3) 持株会社の場合 (法72の21⑤)

持株会社（その会社が発行済株式等の総数の100分の50を超える数の株式等を直接又は間接に保有する特定子会社の株式等の帳簿価額が、その会社の総資産の帳簿価額に占める割合が100分の50を超える内国法人をいう。）の資本割の課税標準の算定は、次の算式による。

$$\text{資本金等の額} = \text{資本金等の額} \times \frac{\text{その事業年度及び前事業年度終了の時点における特定子会社の株式等の帳簿価額}}{\text{その事業年度及び前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表の総資産の帳簿価額}}$$

(4) 資本金等の額が千億円を超える法人の場合 (法72の21⑥⑦)

資本金等の額が千億円を超える法人の資本割の課税標準は、次の金額の区分によって資本金等の額を区分し、その区分に応ずる次に定める率を乗じて計算した金額の合計額とする。ただし、資本金等の額が1兆円を超える場合には、資本金等の額を1兆円とする。

- ① 千億円以下の金額……………100分の100

## テーマ2 法人事業税の税額算定

② 千億円を超え5千億円以下の金額……100分の50

③ 5千億円を超え1兆円以下の金額……100分の25

なお、事業年度が1年に満たない場合には、上記①から③の千億円、5千億円、1兆円とあるのは、それぞれ次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{\text{千億円、5千億円、1兆円} \times \text{その事業年度の月数}}{12}$$

### (5) 所得等課税事業と収入金額課税事業とをあわせて行う内国法人の場合

(令20の2の23①)

所得等課税事業と収入金額課税事業とをあわせて行う内国法人の資本割の課税標準は、次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{\text{資本金等の額} \times (\text{X}) \text{のうち所得等課税事業に係る従業者の数}}{\text{国内及び外国の事務所等の従業者の数} (\text{X})}$$

### (6) 非課税事業と所得等課税事業とをあわせて行う内国法人の場合

(令20の2の23②)

非課税事業と所得等課税事業とをあわせて行う内国法人の資本割の課税標準は、次の算式により計算した金額とする。

$$\frac{\text{資本金等の額} \times (\text{Y}) \text{のうち所得等課税事業に係る従業者の数}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} (\text{Y})}$$

### (7) 特定内国法人の課税標準の算定方法

2-6の3. 参照

## 7. 所得割の課税標準の算定方法 (法72の23等)

重要度◎

2-1の2.、3. 参照

税理士受験シリーズ

2015年度版 42 事業税 理論マスター

発行日 2014年8月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05942P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。